

素材流通コーディネート事業（新規）

【平成19年度概算決定額 41,434(0)千円】

事業のポイント

原木の供給側である素材生産事業体を取りまとめ、製材工場等の需要者のニーズと的確にマッチングさせることにより、大きなロットでの安定的な原木の供給体制を整備します。

（我が国の素材生産業と製材工場の現状）

- ・平成17年に素材生産を行った13,630の「林業経営体」のうち、年間生産量が1,000m³未満のものが約1万1千で全体の約8割を占めており、我が国の素材生産業は小規模・分散的な生産形態となっています。
- ・また、製材工場は、外材のみを扱う工場の原木消費量は年7,200m³であるのに対して、国産材のみを扱う工場では年1,900m³にとどまっており、地域材の利用拡大のためには原木を安定的に供給していく必要があります。

政策目標

【安定供給体制の整備】

平成21年度までにモデルコーディネーターを全国36カ所に設置

<内容>

原木の安定供給促進のための原木供給者と需要者間のマッチング

地域の素材生産事業体と製材工場等の原木需要者の間の窓口的役割を担うコーディネーターが、供給者と需要者のニーズを的確に結び付け、原木の安定的な取引を促進します。

これにより、素材生産事業体から製材工場等へ原木を直送し、流通の効率化を図るとともに、原木の生産、取引が小規模・分散的に個々に行われていたものを、素材生産の協業化、取引の大ロット化・安定化を進め地域材利用の拡大を図ります。

具体的には、以下の取組等に対して支援します。

- ① 安定供給促進のため、地域の素材生産事業体、原木市場、製材工場等関係者による情報交換会の開催
- ② 原木供給者の募集活動、協定のあっせん、需要者の求める品質規格等の把握、事業計画の策定、出荷量の調整等の実施
- ③ 素材生産事業体に対する技術指導
- ④ コーディネート活動に必要な人材の育成のための研修会、現地指導の実施

<補助率>

定額、補助率1/2

<事業実施主体>

民間団体

<事業実施期間>

平成19年度～21年度（3年間）

[担当課：林野庁木材産業課]